

ローン利用住宅向け自由設計型火災保険

じゅうじざい



日新火災

住自在

すまいの保険

保険法改正対応版

'10年1月改定

大工さんの注文住宅・・・。

それはお客さまのニーズにあわせた設計ができるということ。

そんなあたらしい発想の自由設計型火災保険です。



「ほけんのプロ」弊社の代理店が自信をもっておすすめします!!

※「住自在」は、すまいの保険のペットネームです。

じゅうじざい
「住自在」は、住宅ローン等のご利用者に向けた補償が選べる自由設計型火災保険です。
合理的な設計により家計に余計な負担をかけません。

保険の対象と保険金額

住自在では、お支払いする保険金は**新価額(同等のものを再築または再購入するために必要な金額)**が基準となります。
保険金額は新価額を基準に設定します。

建物

住宅ローン等を利用して取得した住宅が対象です。

保険金は再築に必要な金額(新価額)でお支払いします。

例えば
再築に必要な金額が2,000万円 → 保険金額は2,000万円を設定

「再築に必要な金額」って
言われても…という方へ！
評価方法・保険金額の
決定方法の参考ページ → P.09

オプション 家財補償特約

住自在では、家財補償特約をご契約いただきませんと家財の補償はございません。
このオプションにより、建物と同一の内容(基本補償 + お選びいただいたA～Eのオプション)で家財を補償します。

家財まで補償！

保険金は再購入するのに必要な金額(新価額)でお支払します。

例えば
世帯主の年齢が40歳前後で、
家族構成が夫婦+子供1人の場合
再購入するのに必要な金額が1,220万円
→ おすすめする
保険金額は
1,200万円

「家財の金額」って
言われても…という方へ！
評価方法・保険金額の
決定方法の参考ページ → P.10

保険金額は100万円から1,220万円の範囲内(100万円単位)で設定します。

宝石・貴金属など
明記物件

1個または1組の価額が30万円を超える
貴金属・美術品等の明記物件につい
ては、申込書に明記いただかないと補
償の対象となりません。
明記物件とは → P.07

明記物件の保険金額設定例
時価額100万円の
ダイヤモンドの指輪の場合 → 保険金額は
100万円を設定
明記物件は時価額を基準に保険金額を設定します。
保険金のお支払いも時価額が基準となります。

補償内容 基本補償 プラス オプション さらへます！ 以下のオプションを選択 いただくことにより補償を追加できます。

火災、落雷、破裂・爆発

火災 落雷 破裂・爆発

損害防止費用
火災、落雷、破裂・爆発の事故の際に費
消した消火薬剤等の費用や、消火活動
に使用したことにより損傷した物の修
理費用などを補償します。

A 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約

風災による損害

雪災や雹(ひょう)災による損害
⚠ 損害額が20万円以上の場合に
補償します。

B 水災危険補償特約

水災

⚠ 損害額が新価額の30%以上と
なった場合、または、保険の対象
である建物について床上浸水ま
たは地盤面より45cmを超える
浸水となった場合に補償します。

C 盗難・水濡れ等危険補償特約

建物外部からの
物体の衝突等

給排水設備の
事故による水ぬれ
⚠ 給排水設備自
体が生じた損害
は補償の対象
となりません。

騒擾(じょう)
・集団行動
・労働争議に伴う
暴力行為・破壊行為

盗 難

D 破損・汚損等危険補償特約

基本補償およびオプションA～C以
外の不測かつ突発的な事故により、
保険の対象に生じた破損・汚損など
の損害を補償します。

破損・汚損等

⚠ 自己負担額は建物・家財それぞれ1
万円となります。
家財が保険の対象の場合において
お支払いする保険金は、1個または1
組ごとに30万円が限度となります。

E 事故時諸費用補償特約

基本補償およびオプションA～Dの
損害保険金をお支払いする場合、事
故時に生ずる費用を補償します。
損害保険金の30%(100万円が限
度となります。)

また、建替え等の費用に充当できる
よう、損害額が新価額の70%以上と
なったとき、上記に加え損害保険金
の10%をお支払いします(200万円
が限度となります。)

⚠ 通貨・預貯金証書の盗難による損害
は補償の対象となりません。

地震保険 地震による火災、損壊、流失などの損害は地震保険で！

地震による火災、損壊、流失などの損害は「住自在」だけでは補償の対象となりません。地震保険をあわせてご契約ください。

地震が原因の
火災

地震が原因の
損壊・埋没など

地震が原因の
津波・洪水などの水害

地震保険の保険金額は、建物・家財とも「住自在」の保険金額の
30%～50%の範囲内で設定します。

建物	住自在 保険金額例	30%	50%
	2,000万円	600万円	1,000万円

家財

住自在 保険金額例	30%	50%
700万円	210万円	350万円

注 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・美術品等は地震保険の対象となりません。

地震保険には保険料控除制度があります！
地震保険の説明ページ → P.06

その他オプション 基本補償を、より充実させるためにおすすめします。

下記のような場合に備えて、オプションをお選びいただくことができます。

火災の延焼で隣家を焼損してしまった など

飼い犬が他人にケガを負わせてしまった

「住自在」って他に何を補償できるの？
主なオプションの説明ページ → P.05

その他 必ずご確認ください。

- 保険料のお支払方法について → P.11
- 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合 → P.13/14
- ご契約時のご注意 → P.12
- ご契約内容に変更が生じた場合 → 裏表紙

建物・家財別の主な例

建物

オプション 家財

基本補償

寝タバコにより、住宅が燃えてしまった。
留守中、家電製品のショートにより居間から出火。全焼してしまった。

基本補償



火災



落雷

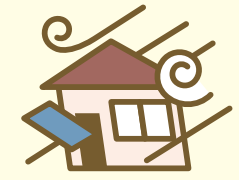


破裂・爆発

落雷によりテレビの基盤がショートし、使用不能となった。
ガス爆発により、台所用品が壊れてしまった。

オプション A 風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償特約

台風により、屋根の一部がはがれ落ちてしまった。
豪雪により、屋根が破損してしまった。



風災・雹（ひょう）災・雪災

台風により建物が損害を受け、室内に雨が入りこみ、家電製品が壊れてしまった。
※窓の閉め忘れは補償の対象となりません。
豪雪により、屋根が破損した際、雪が天井から室内に入り込み、家電製品が壊れてしまった。

オプション B 水災危険補償特約

豪雨により、床上浸水が発生し壁や床に損害が生じてしまった。
台風時の河川決壊により、建物が流されてしまった。



水災

床上浸水が発生した際、1階の家電製品、家具などが壊れてしまった。

オプション C 盗難・水濡れ等危険補償特約

盗難により、ドアのカギ、窓ガラスや網戸が壊れてしまった。



盗難

※警察への届出が必要です。

盗難により、室内の家電製品が盗まれてしまった。
盗難により、室内に置いてあった現金が盗まれてしまった。 ※支払限度額 20万円
盗難により盗まれた通帳から現金がおろされてしまった。 ※支払限度額200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度

自動車で当て逃げされ、塀が壊れてしまった。
ボールが飛んできて、窓ガラスが割られてしまった。



物体の飛来・落下・衝突・倒壊等

自動車の飛び込みにより、建物内の家財が壊れてしまった。

デモ行進中に建物の壁が壊れてしまった。



騒擾（じょう）・集団行動・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為

デモ行進中の投石により、建物内の家財が壊れてしまった。

上階の他人が占有する戸室で生じた事故により水ぬれが発生し、天井の張替が必要となった。



水ぬれ

※給排水設備自体に生じた損害を除きます。

給排水設備に生じた事故により水ぬれが発生し、家電製品が壊れてしまった。

オプション D 破損・汚損等危険補償特約

室内で子どもが遊んでいて、誤って建物のガラスを割ってしまった。
水道管が凍結し、破損してしまった。



破損・汚損等

※自己負担額：保険の対象ごとに1万円

室内で掃除中、誤って鏡台を壊してしまった。 ※支払限度額 30万円
室内でテレビを移動中、誤って落とし、壊してしまった。 ※支払限度額 30万円

※この事故例は一例です。また、保険金をお支払いできない場合に該当することもございますので、ご不明な点がございましたら、弊社代理店または弊社にご照会いただくか、ご契約のしおりまたはインターネット約款等にてご確認ください。

オプション E 事故時諸費用補償特約

ご契約の建物 家財



基本補償およびA～Dの事故によって、保険の対象に損害を受けたことによって、臨時に必要となる事故時の諸費用として損害保険金の30%をお支払いします（100万円が限度となります。）。

さらに損害額が新価額の70%以上（保険の対象ごとに判定します。）となった場合は、建替えなどの費用に充当できるよう、損害保険金の10%を別途お支払いします（200万円が限度となります。）。

事故時諸費用保険金のお支払額例

新価額1,000万円の建物 保険金額1,000万円 基本補償+オプションE のとき
上記ご契約の場合

⇒ 火災による事故で800万円の損害 ⇒ 損害保険金 800万円をお支払い

この場合の事故時諸費用保険金 ⇒ 100万円 + 80万円 = 180万円

事故時諸費用保険金として、
800万円×30%=240万円
100万円≦240万円
100万円をお支払い

さらに新価額の70%以上の損害となったため、
800万円×10%=80万円
200万円≧80万円
80万円をお支払い

保険金をお支払いできない事故例

⚠ こんなとき、保険金をお支払いできません

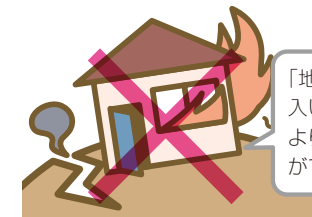
基本補償およびオプション共通事項

ご契約者・被保険者の故意



ご契約者または被保険者がわざと起こした事故による損害

地震が原因の火災

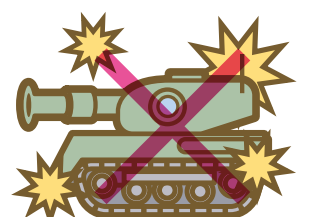


「地震保険」にご加入いただくことにより、補償することができます。

▶P.06

地震、噴火またはこれらによる津波が原因で発生した火災、損壊、流失などの損害

戦争・外国の武力行使



革命、内乱、武力反乱その他これらに類似の事変・暴動による損害

破損・汚損等危険補償特約

自然の消耗もしくは劣化、さび、かび



保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、変色、さび、かび、腐敗等によって生じた損害

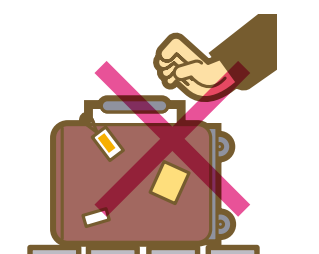
盗難・水濡れ等危険補償特約

ご契約者・被保険者が運転する車の衝突



ご契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触

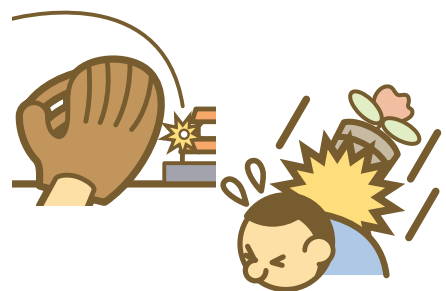
敷地外にある家財の盗難



保険の対象である家財が敷地外にある間に生じた盗難

「ペットが他人にケガを負わせた。」「こどもが他人のものを壊してしまった。」などの日常生活の賠償事故には…

個人賠償責任総合補償特約



以下の賠償責任について総合的に補償します。

個人賠償責任

日常生活において発生した偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物（他人からの借用物を除きます。）を損壊させたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金などを補償します。

保管物賠償責任

他人からの借用物（動産）を損壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金などを補償します。

＊ご希望によって保管物賠償責任補償を補償対象外（保管物賠償責任補償対象外特約をセット）とすることができます。

補償の対象となる方

- ＊申込書記載の本人
- ＊本人の配偶者
- ＊本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ＊本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

アパート・マンション
オーナーの方向け

個人賠償責任

総合補償特約（包括契約用）

この特約をセットすることにより、右記に該当する方々を一括してご契約いただくことも可能です。

補償の対象となる方

- ＊居住戸室に居住している方
- ＊居住戸室に居住している方の配偶者
- ＊居住戸室に居住している方またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- ＊居住戸室の所有者で、居住戸室に居住していない方

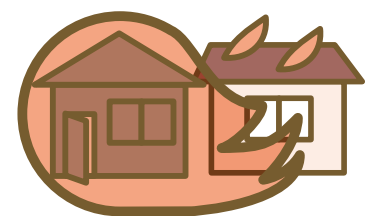
【自動的にセットされるオプション】
賠償事故の解決に関する特約

補償の対象となる事故によって損害賠償責任を負った場合に、被害者側との折衝、示談、調停・訴訟の手続について協力または被保険者の同意を得て代行させていただきます。個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）をセットされた場合も当オプションの対象となります。

！ 他人からの借用物に関する賠償責任の補償を対象外（保管物賠償責任補償対象外特約をセット）とした場合は、この部分にかかる当オプションも補償の対象となりませんのでご注意ください。

ご近所への延焼の心配はありませんか？

類焼損害補償特約



保険の対象である建物（建物内の動産を含みます。）または家財（これを収容する建物および同建物内の動産を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発によって、他人の住宅に類焼した場合、新価額を基準にその損害を補償します。ただし、別の物件から類焼してきた火災は除きます。

- 保険の対象が法人所有の建物および家財の場合、類焼損害補償特約をセットすることができません。
- 個人賠償責任総合補償特約または他の個人賠償責任保険にご加入いただいていることが条件となります。ご加入の有無等を確認させていただきます。

補償の対象となるもの 補償の対象は類焼したご近所の、実際に生活を営んでいる住居建物および家財となります。

賃貸住宅等のオーナーの方におすすめします！

家賃損失補償特約



賃貸住宅等の建物が、基本補償 ▶P.01 の事故、または、お申込みいただいた△～□のオプション ▶P.01 で補償の対象となる事故が発生し、建物に損害を受けたために家賃収入に損失が生じた場合の家賃損失を補償します。



地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、流失などの損害は「住自在」だけでは補償の対象となりません。「地震保険」をあわせてご契約ください。



地震が原因の火災



地震が原因の損壊・埋没など



地震が原因の津波・洪水などの水害

地震保険のお支払保険金

お支払いする保険金	損害の程度	お支払いする保険金
建物の地震保険金額の全額〔時価額が限度〕	全損のとき	家財の地震保険金額の全額〔時価額が限度〕
建物の地震保険金額の50%〔時価額の50%限度〕	半損のとき	家財の地震保険金額の50%〔時価額の50%限度〕
建物の地震保険金額の5%〔時価額の5%限度〕	一部損のとき	家財の地震保険金額の5%〔時価額の5%限度〕

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5.5兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5.5兆円の割合によって削減されることがあります（2010年7月現在）。

地震保険のご契約にあたって

地震保険の対象となるもの	地震保険の保険金額	地震保険のお申込み	保険金をお支払いできない主な損害
建物 居住用の建物（店舗や事務所等のみに使用されている建物は除きます。）	地震保険の保険金額は「住自在」の保険金額の30%～50%の範囲内でお決めいただけます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は区分所有者ごとに限度額が適用されます。	地震保険だけではご契約いただけません。「住自在」などの火災保険にセットして地震保険をお申し込みください。火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、火災保険の保険期間の途中から地震保険をご契約いただけますので、希望される場合には取扱代理店または弊社までご連絡ください。	● 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害 ● 地震等の際の保険の対象の紛失・盗難の損害 など

！ 損害の程度である「全損」、「半損」、「一部損」の認定は、注「地震保険損害認定基準」に従います。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。
 ※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、その地域に所在する建物または家財につきましては地震保険の新規契約または増額契約はご契約いただけませんのでご注意ください。

地震保険の割引制度について

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度がございます。割引適用の際は、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降について適用します。	割引名（割引率）	割引適用条件	必要な確認資料
	建築年割引（10%）	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。	建物の新築年月＊が確認できる公的機関等が発行する書類（写） ＊昭和57年以降に新築された建物については新築年
	耐震等級割引（10～30%）	住宅の品質確保の促進等に関する法律、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している建物であること。	「建設住宅性能評価書（写）」（契約時に交付されていない場合は、「設計住宅性能評価書（写）」）
	免震建築物割引（30%）	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であること。	
※右記の割引は重複して適用することはできません。	耐震診断割引（10%）	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たすことが確認できた建物であること。	国土交通省の定める基準に適合することを証明した書類（写）、耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）

地震保険料控除制度について

	所得税（国税）	個人住民税（地方税）
地震保険料控除限度額（平成19年1月創設）	5万円	2万5千円

※長期契約で平成18年12月以前に保険期間が開始されたご契約の損害保険料控除の場合、一部、経過措置があります。

＊地震保険の詳細につきましては、「地震保険パンフレット」「地震保険料控除制度」のチラシをご参照ください。

保険期間

住 自 在

保険期間は2年～36年までの長期契約となります。
保険期間は、融資返済期間の範囲内で設定します。

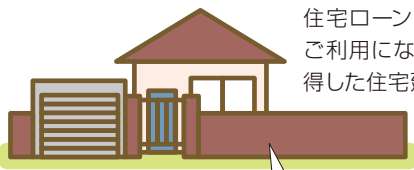
地震保険

地震保険の保険期間は1年間または、1年超～最長5年までの長期契約となります。
住自在の保険期間の途中からお申込みいただくことも可能です。

保険の対象

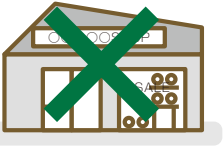
建 物

保険の対象となる建物は住宅ローン等をご利用になり、取得、建設または改築された住宅建物です。



住宅ローン等をご利用になり取得した住宅建物

専用住宅



住宅ローン等をご利用されていない建物は、住自在をお申込みいただけません。

専用店舗など

ご契約の建物の敷地内に所在する門、塀、垣や外灯などの屋外設備を含みます。
※マンションの場合、バルコニーなどの専用使用権付共用部分を含みます。

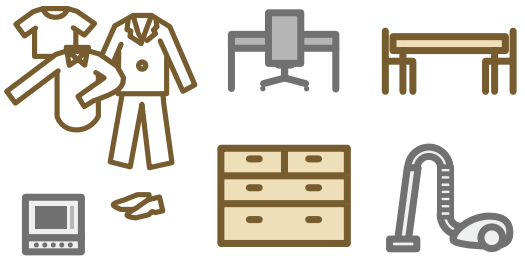
家 財

保険の対象となる家財は上記建物に収容される家財およびその建物の敷地内の家財となります。
また、被保険者と生計を共にする親族の家財も保険の対象となります。

家財の補償はオプションです。

参照ページ → P.02

家具、家電、衣服をはじめとする建物に収容される家財



自転車、物干し台をはじめとする敷地内の家財



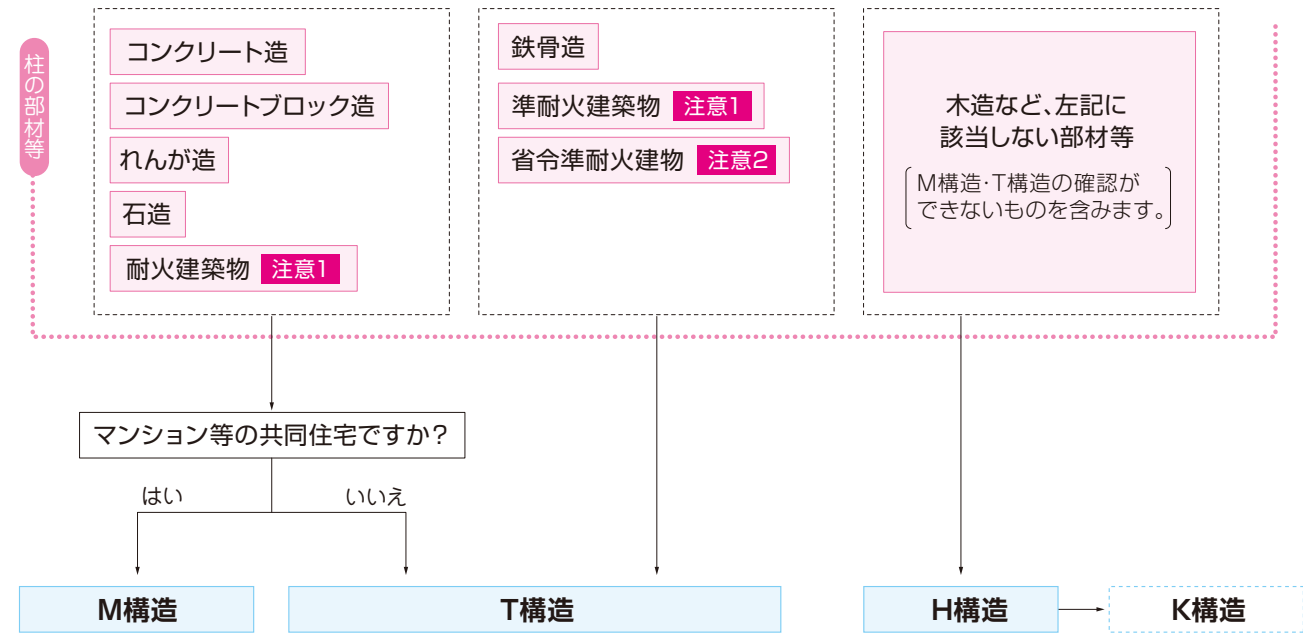
明記物件



以下の家財につきましては、ご契約の際に申込書に明記いただかないと保険の対象となりません。
① 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
② 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
※明記物件は地震保険の保険の対象となりません。

専用住宅の構造について

お支払いいただく保険料は、保険の対象である建物の構造等により決定します。下記フローチャートで建物の柱の部材等からご確認ください。
併用住宅の場合は、別途ご案内いたしますので、弊社代理店または弊社にご連絡ください。

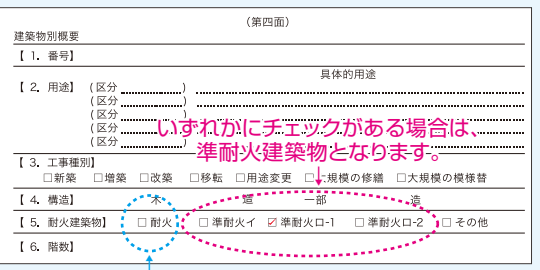


H構造と判定された物件について
今回判定した構造が「H構造」となる建物のうち、外壁がコンクリート造の木造建物や土蔵造建物については、現在加入されている火災保険のご契約内容により「K構造」となる場合があります。弊社または取扱代理店にて確認させていただきますので、保険証券、保険契約証など、現在のご契約内容が確認できる資料をご用意いただきますようお願いいたします。

注意1 耐火建築物・準耐火建築物の確認について

① 建築基準法に定められた耐火性能を有する建物であるかどうかの確認を行います。
確認資料として建築確認申請書(写)をご用意ください。

● 建築確認申請書(写)第四面ー【5. 耐火建築物】欄に「耐火建築物」、「準耐火建築物」等の記載またはチェックはありますか？ 記載が「その他」の場合は、その建物がどちらにも該当していないことを表しています。



チェックがある場合、耐火建築物となります。

● 建築確認申請書(写)がない場合は、建築確認済証または建築確認通知書もしくは設計仕様書等で確認できる場合があります。

注意2 省令準耐火建物の確認について

省令準耐火建物とは、住宅金融支援機構(旧 住宅金融公庫)の定める仕様で建てられた、建築基準法で定める準耐火構造に準ずる性能を有した建物です。

- 同機構の定める「まちづくり省令準耐火構造」は、ここでいう「省令準耐火建物」とは異なりますのでご注意ください。
- この構造は、設計仕様書・建物パンフレット等または住宅メーカー等に確認いただくことで判定します。
- 左記に記載の「建築確認申請書(写)」等では確認することができませんのでご注意ください。

② 4階建て以上で3階以上の階が共同住宅となっている鉄骨造建物は、建築基準法により「耐火建築物」と判定することができます。この場合は確認資料のご提出は不要です。

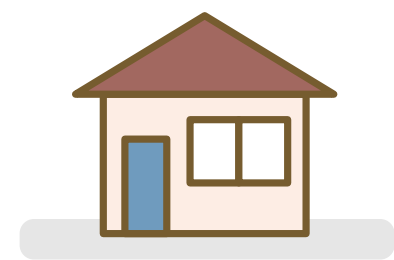
- 上記 注意1 注意2の対象とならない建物で、柱を使用しない工法(ツーバイフォー工法・プレハブ工法等)で建築された建物の場合は、外壁の部材を判定の基準にします。
- 「鉄骨造一部木造」など、柱が複数の部材で建築されている場合は、耐火性能の低い方の部材を火災保険構造判定の基準とします。
- 構造級別の判定はM構造、T構造、H構造の順に行います。

⚠ 当社継続契約以外のご契約につきましては、耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物となる場合は、確認した資料の写し、またはメーカー・施工業者等の証明書をご提出いただきます。

07

08

建 物 戸建の場合



- 建物の評価は新価(同等の建物を再築または再購入するために必要な金額)基準によって行います。
- 土地代は評価額には含みませんので、評価額と土地付建物の購入価額の違いにご注意ください。

評価の方法

1	新築で建物の建築費用がわかる場合	評価額 = 建物の建築費用
2	建築後、一定期間が経過している場合で建築費用がわかる場合	評価額 = 建物の当時の建築費用 × 経過年数に応じた物価変動係数
3	新築かどうかにかかわらず、建築費用がわからない場合	評価額 = 当社基準の1㎡あたりの単価 × 延床面積(㎡)

※長期の保険期間でご契約いただいた場合には、物価の変動等によって評価額の見直しを行っていただく場合があります。
※門、塀、垣や車庫等の付属建物の金額は評価額に含みます。外灯等の屋外設備の金額は評価額に含みません。

保険金額の決定方法

上記1から3のいずれかの方法で算出された評価額を基に保険金額を決定します。

評価額が1,500万円の場合 ⇒ 保険金額は1,500万円を設定します。

建 物 分譲マンション等の戸室の場合



- 専有部分(戸室)の評価は新価基準によって行います。
- ご希望に応じて、共用部分の持分割合を専有部分に含めて保険の対象とすることができます。ただし、共用部分は管理組合で一括して火災保険に加入していることが一般的ですのでご注意ください。
- 購入金額には【専有部分】【建物共用部分の持分割合】【土地の持分割合】が含まれていますので、評価額と購入金額との違いにご注意ください。

評価の方法

1	新築で建物の建築費用がわかる場合	評価額 = 建物(専有部分)の建築費用
2	建築後、一定期間が経過している場合で建築費用がわかる場合	評価額 = 建物(専有部分)の当時の建築費用 × 経過年数に応じた物価変動係数
3	新築かどうかにかかわらず、建築費用がわからない場合	評価額 = 当社基準の1㎡あたりの単価 × 延床面積(㎡)

※長期の保険期間でご契約いただいた場合には、物価の変動等によって評価額の見直しを行っていただく場合があります。

保険金額の決定方法

上記1から3のいずれかの方法で算出された評価額を基に保険金額を決定します。

評価額が1,500万円の場合 ⇒ 保険金額は1,500万円を設定します。

家 財

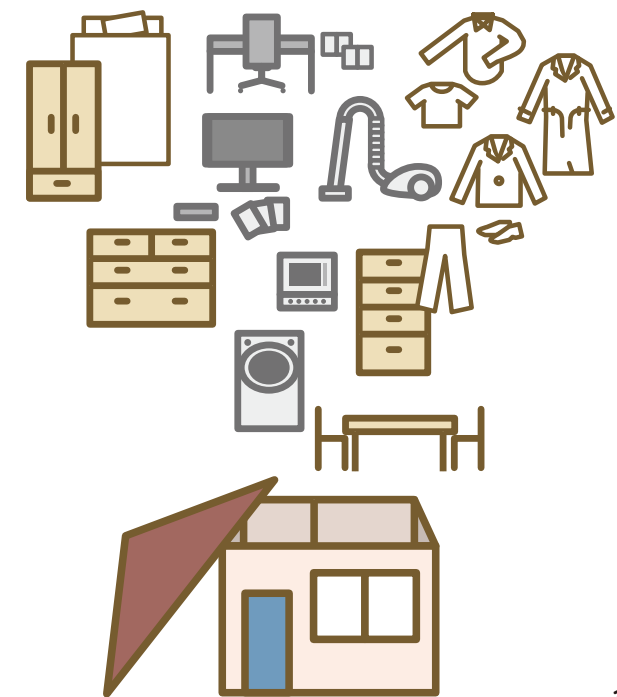


- 家財の評価は新価(同等の家財を再購入するために必要な金額)基準によって行います。
- 家財の評価方法には、実際に所有される家財の価額を積算する方法と家財簡易評価表を使用する算出方法の2種類があります。

実際に所有される家財の価額を積算する方法

積算による算出を希望される場合は、別途「家財評価額積算シート」をご用意しております。詳細につきましては、弊社代理店にご照会ください。

標準的世帯構成別新価額例:
東京都在住・世帯主35歳・夫婦+子供2人・60㎡にお住まいのケース



①インテリア・家具	食器棚・本箱・本棚・学習机・ベッド・鏡台・カーテン・洋服ダンス・食堂セット(テーブル・イス)・じゅうたん など	1,262,000円
②台所用品	冷蔵庫・電子レンジ・オーブン・炊飯ジャー・ポット・ホットプレート・食器・調理用具類(包丁・まな板・ざる) など	506,000円
③家電製品	テレビ・ビデオデッキ・ビデオカメラ・ミニコンボ・CDラジカセ・洗濯機・掃除機・ミシン・ファンヒーター・扇風機・デジカメ・パソコン など	970,000円
④趣味用品	ゴルフ用具・スキー用具 など	385,000円
⑤寝具類	敷布団・掛布団・毛布・タオルケット・マットレス・枕 など	297,000円
⑥書籍・CD・DVD類	CDなどの音楽ソフト・ゲームソフト・アルバム・書籍 など	421,000円
⑦身の回り品(大人)	スーツ・ブレザー・礼服・コート・オーバー・ジャンパー・ハンドバッグ(ブランド品)・腕時計・貴金属・宝石類(1点で30万円以下のもの)・ワイシャツ・ズボン・スカート・セーター・Tシャツ・下着類・ネクタイ・靴・タオル類 など	3,883,000円
⑧身の回り品(子供)	スーツ・ブレザー・コート・オーバー・学生服上下・ランドセル・通学バッグ・和服類・おもちゃ・ワイシャツ・ズボン・スカート・セーター・Tシャツ・下着類・靴・スニーカー など	1,180,000円
合計		8,904,000円

家財簡易評価表を使用する算出方法

以下の新価額の目安表を基に、実態に応じた調整を行い、評価額を決定します。 [2010年7月現在]

世帯別家財の新価額の目安 (再購入に要する価額)	世帯主年齢	夫 婦	夫婦+子供1人	夫婦+子供2人	単 身
	25歳前後・未満	500万円	580万円	660万円	290万円
	30歳前後	670万円	750万円	830万円	
	40歳前後	1,140万円	1,220万円	1,300万円	
	50歳前後・以上	1,380万円	1,460万円	1,540万円	

※この表に該当しない家族構成の場合は、1名あたり大人130万円、子供80万円を加算します。

保険金額の決定方法

上記で決定した評価額を基に保険金額を決定します。家財の保険金額は、評価額の範囲内、100万円単位で設定します。
下限は100万円となります。

評価額が910万円の場合 ⇒ 100万円≦ご希望額≦910万円
評価額いっぱい設定(100万円単位) ⇒ 保険金額は900万円を設定します。

そんなに補償はいらないわ… 500万円くらいでいいんだけど… ⇒ 100万円≦ご希望額≦910万円
ご希望額500万円設定(100万円単位) ⇒ 保険金額は500万円を設定します。

⚠500万円でご契約の場合、事故前の状態に復旧するためには、400万円の自己負担額が必要です。

⚠万が一の事故によって修理・買替えなどをしなければならない場合に備えて保険金額は評価額いっぱい設定されることをおすすめしますが、ご希望により、評価額の範囲内で設定いただくことができます。ただし、この場合、修理・買替え等を行うにあたって自己負担が生じることがありますのでご注意ください。

お支払方法

以下のお支払方法をご用意しております。ご希望に応じてお選びください。

口座振替
口座振

コンビニ払
(後払方式)
コンビニ

コンビニエンスストア
等で「払込票」による
お支払い

請求書払
請求書

「請求書」による弊社
指定口座へのお振込み

現金払
現金

取扱代理店により
直接集金いたします。

(注)ご契約内容によって、ご利用いただけないお支払方法があります。詳細につきましては、弊社代理店または弊社へご照会ください。

おすすめします！

口座振替
口座振

コンビニ払(後払方式)
コンビニ

請求書払
請求書

なにかと忙しい
お客さまに！

住自在		地震保険	
お支払方法	内 容	お支払方法	内 容
長期一括払 口座振 コンビニ(注) 請求書(注) 現金	ご契約の保険料を一括してお支払い *保険期間に対する保険料を一括でお支払い いただけます。 1年毎に更新する保険料に対して、長期係数を 乗じます。これにより、1年毎にお支払いいた だく下記「長期年払」のお支払方法よりも保険料 が割安となります。	自動継続 (1年毎) 口座振 現金	ご契約の保険料を1年毎にお支払い *ご継続に際しては、保険料のお支払いのみで お手続きは不要です。
		自動継続 (5年毎) 現金	ご契約の保険料を5年毎にお支払い *ご継続に際しては、保険料のお支払いのみで お手続きは不要です。 自動継続(1年毎)に比べ保険料が割安となります。

(注)地震保険付帯で「自動継続特約(地震保険用)」をセットされる場合:次回以降地震自動継続保険料のお支払方法は、口座または現金(5年自動継続は現金のみ)となりますので、次回以降地震自動継続保険料のお支払方法もあわせてお選びください。

住自在		地震保険	
お支払方法	内 容	お支払方法	内 容
長期年払 口座振 現金	ご契約の保険期間の保険料を1年毎に お支払いいただけます。 *保険期間10年までのご契約に限り、お選び いただけます。	自動継続 (1年毎) 口座振 現金	ご契約の保険料を1年毎にお支払い *ご継続に際しては、保険料のお支払いのみで お手続きは不要です。

*住自在(長期一括払・長期年払)については、保険期間中に料率改定があった場合でも、保険期間中の保険料率の変更はありません。
*地震保険(自動継続)については、保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日(始期応当日)より、改定後の保険料率が適用されます。

保険の対象の所有者および所在地について

所有者

●保険の対象の所有者(被保険者)を必ずお申出ください。

所在地

●ご契約者の住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、必ず両方の所在地をお申出ください。
●マンションやアパート等の場合は建物名称・部屋番号・電話番号等をお申出ください。

重複する契約について

他の保険契約・
共済契約に
ご加入されて
いませんか？

●保険の対象となる建物や家財において、既に他の保険契約・共済契約、住宅金融
支援機構(旧 住宅金融公庫)等の特約火災保険にご加入の場合は、住自在をお申
込みいただくことができません。重複すると十分な補償が得られない場合や保険
金をお支払いできない場合がありますので、必ず事前にお申出ください。

●その他、個人賠償責任総合補償特約または類焼損害補償特約などの賠償責任に
関する補償をセットされる場合は、他の賠償責任保険の加入状況についてもお申
出ください。

⚠必ずお申出ください。

告知義務・通知義務等について

告知義務について

ご契約を締結いただく際に、ご契約者または被保険者には、次の①～③までの事項(告知事項)について弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

①保険の対象の所在地 ②保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造・用法 ③保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無

通知義務等について

ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、次の①または②の事項(通知事項)に変更がある場合に、弊社にお申出いただく義務(通知義務)があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合は遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、③または④の事項に変更がある場合に、通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことや十分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

①保険の対象である建物または家財を収容する建物の構造・用途の変更 ②保険の対象の他の場所への移転
③転居等によるご連絡先・ご住所等の変更 ④保険の対象である建物の増改築や一部取りこわし 等

事故が発生した場合について

事故のご通知について

事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

①事故の状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容 等

賠償責任に関するオプション(特約)について【先取特権】

個人賠償責任総合補償特約の事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、保険金を優先的に支払われる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします(保険法(平成20年法律第56号)の施行日以後に発生した事故が対象となります。)。

※個人賠償責任総合補償特約に関する事故の場合、損害賠償の請求の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の請求の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引かせていただくことがありますので十分ご注意ください。

保険金の請求および保険金のお支払時期について

保険金の請求に必要な書類について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

①保険金請求書
②登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類
③保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④被害が生じた物の価額を確認できる書類(領収証等)、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類
⑤残存物の廃棄や清掃などの取片づけ、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類 等

保険金をお支払いする時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等

その他

※このパンフレットは「住自在」のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。

※弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報のお取扱いに関するご案内」をご確認ください。

※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください(団体扱・集団扱等一部のご契約方式の場合には、保険料領収証の発行は行いません)。

※弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

「住自在」の 主な補償内容	■はオプションです。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。■はご契約内容により自動的にセットされます。 家財補償特約 をセットいただくと、建物のほか、家財も保険の対象となります。 ⚠ 損害額の算定は特に記載のある場合を除き、新価額を基準とします。 家財補償特約をセットいただいた場合、明記物件の補償は、時価額を基準とします。明記物件のお支払額は右記の算式により算出します。 損害の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{時価額}}$ = 損害保険金の額	
	保険金をお支払いする場合と保険金の額(限度額) 基本補償(普通保険約款) 火災、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張をとまなう破壊またはその現象をいいます。) 保険金額を限度として実際の損害額をお支払いします。 A 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約 風災(台風、暴風等)・雹(ひょう)災・雪災(豪雪、雪崩(なだれ)等)により、損害の額が20万円以上となった場合 保険金額を限度として実際の損害額をお支払いします。 B 水災危険補償特約 ●水災(台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れ等)により、損害の額が新価額の30%以上となった場合 ●水災(台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れ等)により、保険の対象である建物について床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象が損害を受けた場合 保険金額を限度として実際の損害額をお支払いします。 C 盗難・水濡れ等危険補償特約 ●建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等 ●給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水ぬれ(給排水設備自体に生じた損害を除きます。) ●騒擾(じょう)、労働争議などに伴う暴力行為・破壊行為 ●盗難によって保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損 保険金額を限度として実際の損害額をお支払いします。 家財補償特約をセットいただいた場合 <明記物件> 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、宝玉などの明記物件の盗難 1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。 <通貨・預貯金証書> 保険の対象の建物内における通貨、預貯金証書の盗難 1回の事故につき、1敷地内ごとに通貨は20万円、預貯金証書は200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度として、実際の損害額をお支払いします。 D 破損・汚損等危険補償特約 基本補償およびA～C以外の不測かつ突発的な事故 1回の事故につき、保険の対象である建物または家財(明記物件を除き、新価額が基準です。) 損害の額からそれぞれ自己負担額(1万円)を差し引いた額を保険金額を限度としてお支払いします。ただし、保険の対象が家財のときは、1回の事故につき、1個または1組ごとに30万円を限度とします。 注意 保険期間が5年を超えるご契約につきましては、建築費や物価の変動により建物の価額が著しく変動し、保険金額を調整する必要が生じた場合は、適正な保険金額に修正いただくよう、弊社よりご案内します。ご契約者がこれに応じていただけなかった場合で、保険金額が新価額の80%に相当する額より低かったときは、以下の算式により保険金をお支払いします。 損害の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{新価額の80\%に相当する額}}$ = 損害保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合・損害など すべての保険金に共通の事項 ①ご契約者や被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②損害保険金を支払うべき事故の際の保険の対象の紛失 ③戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ④地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ⑤核燃料物質等に起因する事故による損害 ⑥保険料の領収前に生じた事故による損害(団体扱などの保険料の領収について特段の定めのある場合を除きます。) C 盗難・水濡れ等危険補償特約 ⑦ご契約者または被保険者が所有または運転する車両・積載物の衝突または接触による損害 ⑧家財補償特約をセットいただいた場合で、保険の対象である家財が敷地外にある間に生じた盗難 D 破損・汚損等危険補償特約 ⑨差押え、収用、没収等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ⑩保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれまたはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害 ⑪保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、その他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害 ⑫土地の沈下、移動または隆起による損害 ※以上①～⑫は、下記費用保険金その他の特約についても同様にお支払いできません。 【破損・汚損等危険補償特約で保険の対象とならないもの】 ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの ●動物および植物

保険金をお支払いする場合と保険金の額(限度額)		保険金をお支払いできない主な場合・損害など <ア. イ. 共通> ●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ●地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など <ア. 個人賠償責任> ●航空機、車両(ゴルフ場敷地内にあるゴルフカートを除きます。)、船舶または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ゴルフカート自体に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。) など <イ. 保管物賠償責任> ●偶然な外来の事故に直接起因しない保管物の電氣的・機械的事故 ●保管物の自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害 ●被保険者に引き渡される以前から存在した保管物の欠陥 ●保管物が被保険者以外に転貸されている間の損壊、紛失、盗取 など 【ご注意】以下の借用財物についての損害賠償責任は対象となりません。 通貨・預貯金証書・切手・有価証券、貴金属・宝石・書画・骨董(とう)・自動車・原動機付自転車・船舶、動物・植物等の生物、建物、所定の危険なスポーツを行っている間のその運動のための用具など ※上記の内容は被保険者ごとに適用します(支払限度額は被保険者ごとではなく1回の事故についてのものです。)
賠償に関する補償	個人賠償責任総合補償特約または個人賠償責任総合補償特約(包括契約用) 日本国内で発生した偶然な事故により被保険者*がア. またはイ. の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金、争訟費用などを補償します。 ※被保険者の範囲は以下のとおりです。 ●申込書記載の本人 ●本人の配偶者 ●本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ●本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ※個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をセットした場合の被保険者の範囲は以下のとおりです。 ●居住用戸室に居住している方 ●居住用戸室に居住している方の配偶者 ●居住用戸室に居住している方またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ●居住用戸室の所有者で、居住用戸室に居住していない方。ただし、この方の日常生活に起因する賠償事故に関しては、補償の対象となりません。 A. 個人賠償責任 日常生活における偶然な事故または保険証券記載の方の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合 イ. 保管物賠償責任 他人からの借用財物を損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合 保管物賠償責任に関する補償を対象外とすることができます。この場合「保管物賠償責任補償対象外特約」がセットされます。 a. 損害賠償金の額 (ア. 個人賠償責任：1回の事故につき保険証券記載の支払限度額が限度。支払限度額はご契約時に3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかを設定いただきます。) (イ. 保管物賠償責任：1回の事故につき10万円が限度。自己負担額5,000円) b. 損害賠償責任の解決について、当社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用(a. の額とは別にお支払いします。) 賠償事故の解決に関する特約(概要) 個人賠償責任総合補償特約または個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をお申込みいただくと自動的にセットされるオプションです。 上記補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士を選任等の手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行いたします(場合により、代行できないことがあります。) 保管物賠償責任について補償を対象外とした場合は、保管物賠償責任に対する当オプションも補償の対象となりません。	利益に関する補償
	類焼損害補償特約 保険の対象である建物または家財から発生した火災、破裂・爆発で第三者の世帯に損害(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)を与えた場合に、罹災された方の財物の損害を新価額を基準に補償します。ただし、別の物件から類焼してきた火災は除きます。 【類焼の補償対象物となるもの】 補償の対象となる損害を受けた第三者の方が実際に生活を営んでいる住宅および家財 注意 この特約によってお支払いする保険金の受取人は、この保険契約の内容をご存知のない類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。したがいまして、事故の際、ご契約者におかれましては、弊社へ類焼損害の発生をご通知いただくとともに、類焼損害が及んだ隣家の方へこの保険契約の内容をお伝えいただくなどのお手続きが必要となります。 保険期間^(注)を通じて1億円を限度として、以下の算式より算出した額をお支払いします。 (注) 保険期間については契約年度ごと 新価額を基準とした損害の額 − 類焼の補償対象物にかかる他の保険契約等による保険金の支払責任額 ご注意 類焼先が複数ある場合でも、お支払いする保険金の合計は1億円が限度となります。 家賃損失補償特約 基本補償およびA～Dの損害保険金を支払うべき事故によって、保険の対象が損害を受けた結果生じた家賃の損失を補償します。 次のものは家賃に含みません。 ●水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ●権利金、礼金、敷金その他の一時金 ●賄料 損害が生じたときにおける保険の対象の家賃月額にあらかじめ約定した復旧期間の月数に乗じた額を限度として、復旧期間内に生じた損失の額をお支払いします。 あらかじめ約定する復旧期間とは？ 保険の対象が損害を受けた時から、それを遅滞なく罹災前の状態に復旧するまでの期間をいいます。3か月～12か月の整数月を選びいただけます。	

先物契約特約

保険期間が始まる前にご契約された場合、保険期間開始のときに使用されている火災保険料率を適用します(地震保険も同様です。)

動物特約

家財補償特約をセットいただいたとき

住自在によって補償される事故であっても、保険の対象である鑑賞用植物が、損害発生後その日を含めて7日以内に死亡した場合にのみ保険金をお支払いする特約です。

植物特約

家財補償特約をセットいただいたとき

住自在によって補償される事故であっても、保険の対象である鑑賞用植物が、損害発生後その日を含めて7日以内に枯死した場合にのみ保険金をお支払いする特約です。

必ずご連絡ください 契約内容に変更が生じた場合・事故が起こった場合の連絡先

ご契約内容の変更の場合

ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または日新火災までご連絡ください。

なお、日新火災テレホンサービスセンターでは、ご契約内容の変更に関するご相談を承っております。

仕事の都合で
引っ越し...

子どもができて増築...

自宅を売却...

弊社オペレーターが、
電話でご相談を
お受けします。

変更内容の確認などを行います。
その後、弊社営業店または取扱代理店より
必要書類等のご案内をさせていただきます。

●ご契約内容に変更が生じた場合、遅滞なく通知いただきませんと、保険金をお支払いできなかったり、保険契約を解除させていただく場合がございます。変更内容については必ずご連絡ください。

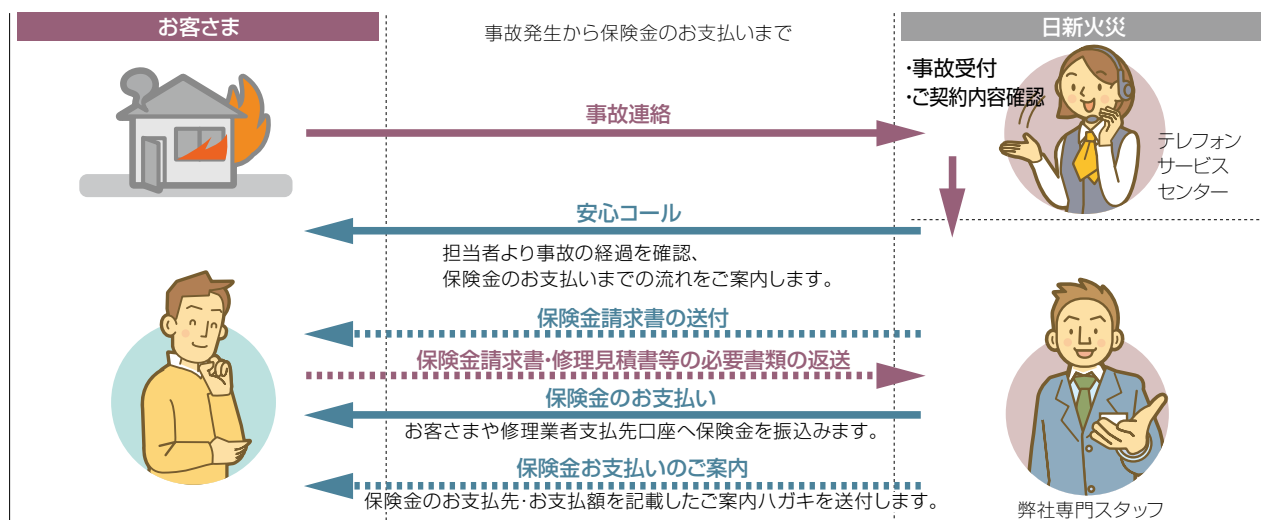
以下のご契約内容の変更については、住自在で取り扱うことができません。

(ご加入いただいている契約は解約となり、他の火災保険にご加入いただく等の手続きが必要となります。また、以下の変更があった時点以降に事故が発生した場合は、新たにご契約いただく火災保険の補償内容に従いますので、変更前の補償内容と異なることがあります。)

- ◆保険の対象を専用事務所・店舗等へ変更する場合
- ◆保険の対象である建物が空家となる場合(季節的に使用する別荘等は除きます。) 等

事故が発生した場合

日新火災テレホンサービスセンターにて、お客さまからの事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。また、全国の拠点到に駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。



ご契約内容変更のご相談・事故受付は、日新火災テレホンサービスセンター

サービス24 フリーダイヤル **0120-25-7474** までお電話を! 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
24時間・365日受付

用語の解説

オプション(特約): 特別に補償範囲を広げたり、狭めたりする、あるいは基本補償の内容を補足したり変更したりするもの **契約者:** ご契約の当事者で保険契約上のさまざまな権利、義務をもたれる方 **戸室:** 1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分 **時価額:** 新価額から使用や経年による消耗分(減価分)を控除した額 **敷地内:** 特別な約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 **自己負担額:** ご契約いただいた保険・オプション(特約)で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額 **新価額:** 同等の価値のものを新たに建築または購入するのに必要な額 **被保険者:** 保険の補償を受けられる方 **保険期間:** 保険のご契約期間 **保険金:** お受取りになる補償金 **保険金額:** ご契約金額 **保険の対象:** 保険をつけた物(建物や家財等) **保険料:** お支払いいただく掛け金

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <http://www.nissinfire.co.jp>

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル **0120-25-7474**
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。